

のありました荒廃農地が対象だということではないのか。それで、この所有権移転促進事業でやりました土地、一つは発電施設用地となり、もう一つは、これは優良農地として耕作できるということであれば、これは優良農地として耕作していくことになるんだと思うんですね。この優良農地の権利関係はどこで調整し、誰が優良農地の担い手になっていくんですか。ややもすると、私が心配するのは、この事業をやつて、そして発電事業者が、発電しやすい敷地がもう確保できました、それで終わりですということになりかねない心配をしているから言っているんです。

優良農地の活用についてきちつと考えているんだということなのかどうか、お聞きします。

○政府参考人(山下正行君) 所有権移転等促進事業につきましてお答え申し上げます。

本法案において、農業上の再生利用が困難な耕作放棄地に再生可能エネルギー発電設備の整備を誘導するに当たります。土地の地権者が複数存在するケースも想定されることから、所有権移転等促進計画の公告に基づく一括処理により円滑な土地の権利移転等を図るため、所有権移転等促進事業を措置しているところでございます。この事業につきましても、土地について所有権等の権利を有する者の全ての合意が得られていることを要件としておりますが、その要件に基づきましてこの事業が行われるということでございます。

本法案の下で、市町村、再生可能エネルギー発電設備の整備を行うおとする者や農林漁業者等の地域の関係者による協議会がつけられます。協議会の場を活用いたしまして、その関係者が一体となつて、所有者の確認の作業ですとか不在地主の調整ですとか、荒廃農地の利用に係る地域の合意形成等を行つていくことを想定しております。

このような対応も含めまして、国の基本方針等で具体的な指針を規定することによりまして、この所有権移転等促進事業の活用を促してまいりたいと考えております。

○山田俊男君 さらに、もう一つ別の課題であり

ますが、農地を転用して太陽光の設備等を設置した後、詳しいことはやめますが、いろんな事情でもう廃業になったりしてしまつたときに、その場合、土地や景観が荒廃したまま残されかねない心配があります。

太陽光パネルは、私は詳しくは分析できないんですが、有害物質もあるというふうに言われております。原状回復をしつかりさせない限り駄目だというふうに思っています。これはどこでどんなふうに進められているんですか、また担保されているんですか、お聞きします。

○政府参考人(山下正行君) お答え申し上げます。

再生可能エネルギー発電事業者が農林地等に発電設備を整備したにもかかわらず、途中で事業を中止し、また撤退ということも想定されるわけでございます。その場合に残された施設の取扱いを決めておくことは重要と認識しているところでございます。

このため、本法案に基づく再生可能エネルギー発電設備の整備を行うおとする際には、発電設備の撤去時における原状回復、費用負担等に関する事項を市町村の協議会の協議事項にする、それから設備整備事業者が作成する設備整備計画の記載事項とすると、こういうことを検討しているところでございます。また、あわせて、設備整備事業者が設備整備計画の認定を申請する際に、原状回復に関する事項が記載された地権者との間の契約書の写しを添付させるということも検討しているところでございます。

このような対応を含めまして、農林地等に再生可能エネルギー発電設備を整備した後、途中で事業が中止、撤退をする際に問題が生じないように、国の基本方針等で具体的な指針を規定するとともに、市町村に対して必要な助言や情報提供を行つていくと、そういうことを考えております。

○山田俊男君 どうぞ、その点大変心配ですから、しつかりやつていただきたい、こんなふうに取り組まします。

最後の質問ですが、再生可能エネルギーと関連しまして、もう一つ、全然違うんですが、非主食用米を原料とするバイオエタノールの取組がおります。

この点は、日本はもうバイオエタノールの取組はまだ大変少ないわけですが、しかしこれは、米國やブラジルではトウモロコシ等のバイオエタノール化が相当進んでいるわけでありまして、日本の取組については、バイオエタノールと混合する混合専用ガソリン、これは国内の石油連盟が新規参入を嫌んでいるという観点から、なかなか手に入れないものだから韓国から輸入しているというのが実情なんです。この点、是非、石油連盟との関係改善や連携をしつかり図ると。これは何でかといつたら、大臣がこれから大きく課題としてかかわられます水田のフル活用、これは全国の農林業者、みんな課題であります。さらには、生産調整の見直しも関連する形でこれは重要な意味を持つているというふうにも思つておりますので、この点の推進につきまして大臣の見解をお聞きします。

○国務大臣(林芳正君) 今委員からお話がありましたように、このバイオエタノール用の新規需要米、これは米穀の需給調整実施要領の中に新規需要米として既に位置付けられておる、こういうことでございまして、そういう関係で産地資金等々にも活用の対象になっていたと。こういうこともありまして、この実証事業を北海道二地区、それから新潟県において既に実施をしている状況でございます。

各地区において原料調達が多様化、製造コストの削減等の事業化に向けた課題に今取り組んでいるところでございまして、なかなか苦戦をしておると。こういうふうにも聞いておるところでございまして、これは主食用米の需給に全く影響を及ぼさない、こういうことでありますから、生産者にとって取り組みやすい仕組みであると、こういうこともございまして、しつかりとこれもサポートしてまいりたいと、こういうふうにも思つて

おります。

○山田俊男君 ありがとうございます。

これで終わります。

○堀井巖君 自由民主党奈良県選挙区選出の初当選の堀井巖でございます。

本日が初めての質問になります。その質問の中で、この再生可能エネルギー法案質疑、参画をさせていただくということで、この法案、非常に思ひの深い法案ということで、よろしくお願いをしたいと存じます。

今、農政の方は、TPP交渉、あるいは米の生産調整の見直し、それから農地集積の促進、いろいろこういう節目を迎えている状況であります。論に参画をさせていただけるのは大変光栄であると同時に、特に地域の声をしつかりと届ける、その役目の責任も痛感をしているところでございます。

質問に入ります前に、一点だけ、特に有権者の方と今般接する中で感じたことを一言申し上げます。

日本では、今生産調整の見直し、特に米についてもなかなか需要が少なくなつてきている、米余りだ、こういうような流れで来ておりますけれども、世界全体で見れば人口増が続いているわけでありまして、やはり、食料自給率というのを向上をしつかりと図ることが将来世代のことを考えれば何よりも重要ではないかというふうなことを、これは地域の方々もそのことを一番の思いとして持つておられる、そのことを痛感したわけでございます。

そのためにも、今進められておりますように、農地あるいは作付面積をしつかりと確保しながら、将来世代に、これは十年後、三十年、五十年後、あるいは百年後まで含めてつなげていくことが大切であろうと、このように思つていくところでありまして、今は、もちろん人が食べるものあるいは飼料用作物というふうなこともありますけれども、先ほど山田委員の御指摘にもありましたよ

うに、バイオエタノールのための、エネルギー供給のための作付けということもこれから本格化するではないかというふうにも相当変わってくるんではないかというふうにも思っています。そういう意味で、農地あるいは作付面積をしっかりと確保していく、大切にしていって、そのような思いの中で今回のこの法案が出されていると、このように感じているところでございます。

これは、発電ということを考えた場合に、この再生可能エネルギー、これを導入していくことは大変重要であります。しかしながら、無計画に推進をすれば、農地転用が無秩序に進んでしまったりするということにもなりかねません。その上でも、特に今回の経緯を眺めますと、自民党の修正によりまして農林漁業の健全な発展と調和という観点が入ったと、これは非常に意義あることだと思えます。また、基本理念として、地域の活力の向上及び持続的発展を図る、あるいは必要な農林地等の確保ということが明記されたことは大変意義深いことと考えます。

こういった基本理念の明確化も踏まえながら、大臣の方からこの法案の必要性、そして法案に懸ける思いについてお伺いをしたいと思います。
○国務大臣(林芳正君) まずは、堀井委員におかれましては、今日がデビュー戦ということでですね。今後の御活躍に期待したいと思っております。プロフィールを拝見いたしますと、趣味は料理で得意は手作りカレーと、こういうことでございますので、そういう面からも御指導いただければと、こういうふうにも思っています。

法案の必要性ということでございますが、農山漁村の活力が低下しているという中で、今委員からもお話がありましたように、農山漁村の豊かな資源を活用した再生可能エネルギー発電を促進するということは、農業、農村の所得の向上等による農山漁村の活性化という意味でも非常に大事である、こういうふうにも思っています。

一方で、これも御指摘があったように、食料供給や国土保全という重要な機能をそもそも農山漁

村は有しておりますので、再生可能エネルギー発電設備の整備が無計画に進みますと、農林漁業の本来の機能の発揮に支障を来すおそれがあると。このバランスはどう取るかということがポイントでございます。まず法案においては、この再生可能エネルギーの発電の促進をするに当たって地域の活力の向上と持続的発展を旨とする、そして地域の農林漁業の健全な発展に必要な農林地等が確保されると。これを基本理念としてまず明確にした上で、この基本理念の下で、農林地等の利用調整を適正に行いつつ、農林漁業の健全な発展と調和の取れた再生可能エネルギーを構築する、そして農山漁村の活性化を図る枠組みを構築する、と、こういうこととしたところでございまして、まさに農林漁業の健全な発展と調和の取れた再生可能エネルギー発電を促進してまいりたい、というふうにも思っています。

○堀井委員 ありがとうございます。今大臣もおっしゃられましたけれども、そのような理念、そして目的をしっかりと踏まえた上で、本法案が所期の効果を上げていくというためには、この法律の中身の規定、内容が関係者の方々の間で十分に理解、共有されることが重要であるというふうに思っています。また、これまでの質疑等も通じまして幾つか懸念事項についても指摘をされてきたと存じますが、そういったことができる限り払拭されながら進めることが望ましいと、このように考えるところでございます。そのような観点から幾つか質問をさせていただきたいと思っております。

まず、二〇一三年の自民党の公約、御案内のとおり選挙公約であります。こちらの中で、今後三年間で再生可能エネルギーの最大限の導入促進を行うと、このようにも書かれていたところでございます。この法律によればどの程度の電力供給を目標とされているのかということについてお伺いをしたいと思います。日本再興戦略でも、平成三十年に約百地区で取り組むということが書かれていたわけですが、どの程度の電力供給をイメージされているかお伺いしたいと思います。

○副大臣(吉川貴盛君) どの程度の電力供給を目標としているかという御質問でありますけれども、この本法案に基づく措置や予算措置等によりまして、再生可能エネルギーのメ리트を活用いたしまして、地域の農林漁業の発展を図る取組を平成三十年度に全国で百地区で実現するとこの政策目標を掲げているところでございます。これらの地区におきましては、具体的にどのような発電設備を導入するかにつきましては、それぞれの地域の資源の賦存状況等を踏まえた発電事業者の判断や各市町村の再生可能エネルギーに関する取組方針等にもよりまして、当該目標が実現された際の発電量を具体的に見込むのは困難ではありますけれども、農林水産省としては、ましては、本法案を始めとする各種の措置によりまして、農山漁村に存在する資源を活用した再生可能エネルギー発電のポテンシャルをできるだけ引き出していくことができるように努めてまいりたいと思っております。

○堀井委員 ありがとうございます。なかなか現時点で、まだ法案の段階でそれぞれについてこの発電量というのを定量的に見込む、これはなかなか難しいところではあると思っております。平成三十年に百地区でということを目指して掲げられておりますので、是非その御努力を期待したいというふうに存じます。

また、私の地元、奈良県の方でも、例えば首長さんを始め、特に山間地域ですと、小水力あるいは木質バイオマスに対する期待も高いところがございます。そういった場合にある程度大体そのポリューム感というものが分かれば、どの程度自分たちが市町村として進めていくのかということも見えてくるとかというふうに思いますので、今後とも、その点、きめ細やかな御対応をお願いできればというふうに存じます。

次の質問に移させていただきます。

と保全をしながら進めていくんだということがこの法案の趣旨であるというふうには理解しておりますけれども、やはり今回、仮に太陽光発電のパネルを設置する場合には農地転用が起こればと、その場合にそういった優良農地がいかにか保全されるのか、失われてしまおうおそれはないのかということについて御質問をしたいと思います。

例えば奈良県の場合、耕作放棄地が一九％で、近畿の中ではトップであります。耕作放棄地の率が高い地域ではございます。ただ、そういったところというのは、太陽光発電のパネルの設置というところで、例えば小規模なところで点在している場合に、それが今度この発電というイメージでできるのかということもあって、この辺が恐らくそれぞれの地域でどのように考えていったらいいんだろうと。定性的には再生困難な耕作放棄地ということになろうかというふうに思いますけれども、例えば太陽光発電を設置するような場所はあるところを想定されているのか、できるだけお答えいただければ有り難く存じます。

○政府参考人(山下正行君) お答え申し上げます。

本法案では、農業上の再生利用が困難な荒廃農地等に太陽光発電等の再生可能エネルギー発電設備の整備を誘導する、そういったことで土地利用調整を行う、優良農地を確保しながら地域において再生可能エネルギー発電を促進することで農山漁村の活性化を図ると、こういうものでございます。

具体的に申し上げますと、市町村が基本計画で定める発電設備整備区域でございまして、これは、農業上の再生利用が見込まれない荒廃農地等を優先的に活用することなどによりまして優良農地の確保に支障がないように設定すること、さらには、設備整備計画の市町村による認定、これに際しましては、農地法に基づく農地転用許可

基準に反した転用が行われないようにするために農地転用の許可権者である農林水産大臣又は都道府県知事の同意を得なければならない、こういった仕組みを設けているところでございます。また、この認定を受けた設備整備計画に従わずに再生可能エネルギー発電設備が整備された場合は、農地転用許可があつたものとみなされないために、農地法に基づく都道府県知事による原状回復命令等の措置や罰則の対象となると、こういったところでございます。

こうした取組、こうした仕組みが現場で有効かつ適切に機能するよう、関係制度の適切な運用に努めてまいりたいと考えております。

○堀井巖君 ありがとうございます。よろしくお願ひしたいと存じます。

今、農政の中では、特に耕作放棄地を減らすという政策もこれから性根を入れて行われようとしていて、その中で、今度、本当にもうこの再生困難な耕作放棄地にはこういった太陽光発電を含めた再生可能エネルギーも導入していくというところで、恐らくそれぞれの地域の側に立つたときには、じゃ、こういったゾーニングのイメージを持ちながら国の方は進めようとしていて、どこまで作付けをしつかりやつてほしい、あるいはその中でこういったところは耕作放棄地を、もう再生困難である、これは太陽光発電で生かしていく、そういう部分についてそれぞれのやがたり市町村、計画作成の場合にいろいろと悩みながらやつていける場面もあるかというふうな思いがあります。その辺を含めまして、また今後適切に御対応いただければというふうな期待をしているところでございます。

次の質問に移させていただきます。

仮に太陽光発電の例を取りましたときに、地域の外の方が結果的にその利益の大半を得ることにならないかという懸念、これもこれまでも指摘もされてきたところだと思ひます。太陽光発電の

例えばパネルメーカーさん、あるいはその設置者の方々にこの利益の大部分が行つて、その地域の方は土地は貸したけれどもなかなかその地域の発展につなぐに、利益が落ちにくいというふうな心配もあるやに伺ひますが、その点についてはいかがでございますでしょうか。

○政府参考人(山下正行君) 再生可能エネルギーの利益の還元についての御質問だと思います。

本法案におきましては、本法案による措置を活用しようとするその事業者について、地域内の主体が否かを問はず、再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林漁業の健全な発展に資する取組を実施する必要があるということとしております。このような取組を通じて、再生可能エネルギー発電の利益が地域に還元されるようになると思つております。

一方で、地域における所得の向上により農山漁村の活性化に貢献すると、こういう観点からは、地域の農林漁業者やその団体といったその地域の主体が再生可能エネルギー発電事業に取り組みことが望ましいと考えております。このため、平成二十六年度概算要求におきまして、農林漁業者やその団体が主導する再生可能エネルギー発電の事業構想から運転開始に至るまでに必要な様々な手続、それから取組への支援等に必要なる予算を盛り込んでいくところでございます。

本法案による措置に加えまして、予算措置も活用して、地域主体の農林漁業者が中心となるような取組を進めてまいりたいと考えております。

○堀井巖君 ありがとうございます。

懸念事項についての質問が続くんですが、これは懸念をされているということよりも、やはりこの法案が所期の効果を上げるためにも、できる限り、地域の方々がこういった心配事を仮にしたとしても、それを是非とも払拭し乗り越えていただきたいという思いで、済みません、続けさせていただきます。

次は、この事業者の撤退リスクであります。今回、仮に太陽光発電の場合、パネルを設置し

て二十年なら二十年というタイムで発電が行われたいとしても、例えば事業者が倒産してしまつた、あるいはその後二十年たつても機械の設備の耐用年数もある程度度してしまつた、更新もしなければならぬ、ところがなかなかその更新の道筋が見えなくなつてしまつた。そうしますと、結果として残るのは、もう発電が終わつてしまつたそのパネル等、これは産業廃棄物になつてしまつても農地に回復できない土地だけが残つてしまつたということにもなりかねないところでございます。こういったリスクをできるだけ減らしていくことが大変重要だというふうな考えをしておりますが、その点についての御見解をお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府参考人(山下正行君) 委員御指摘のように、事業者がその事業の途中で中止、撤退するということや、事業終了後にその発電設備が放置されること、こういったことも想定されるわけでございます。そういうことで、残された発電設備の取扱いを決めておくことも重要であると認識しております。

このため、本法案に基づく再生可能エネルギー発電設備の整備を行うおとす際に、発電設備の撤去時における原状回復それから費用負担等に関する事項をその市町村の協議会の協議事項とする、それから設備整備事業者が作成する設備整備計画の記載事項とする、こういうことにつきまして、この基本方針や省令で規定することを検討しているところでございます。また、あわせて申請する際に、原状回復に関する事項を記載された地権者との間の契約書、こういった契約書の写しを添付させることを省令で規定すると、こういうことを検討しているところでございます。

このような対応を含めまして、農林地等に再生可能エネルギー発電設備を整備した後に、途中でその事業の中止、撤退や事業の終了の際の問題が生じないようにこの基本方針等で具体的な指針

を規定するとともに、市町村に対しまして必要な助言や情報提供を行つてまいりたいと考えております。

○堀井巖君 事業者が仮に撤退した場合のその原状回復についていろいろと省の方でもお考えをいただいで、きちんとルール作りをしていただいで、それを示していただけるといいと思ひますけれども、是非とも期待したいと思ひますけれども、太陽光発電、今は非常に買取り制度もあつて推進しているという機運になつておりますけれども、二十年後、ひよつとしたら、いやいや、もう太陽光発電ではなくて別の様々な再生可能エネルギーの方を推進した方がいい、例えば先ほどの話ではないですけども、バイオエタノールの作付けをした方が地域のためにいいんじゃないか、こんな環境になつていくかもしれないわけでありまして、そのときにルールがなくて、二十年前にパネルを設置した人はもうそのままだけでいいということになりまして、後々困るのはやはり地域であり、また国民全体のそれは負担にもなつてくるわけでありますので、是非、事業者が仮に撤退したときのそのリスク、これを極小化する方策としてルール作りについてまた一層意を用ひいただければというふうな要望したいと存じます。

次の質問に移させていただきます。

この法律案の第七条二項二号でございます。再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて行う農林地の農林業上の書いてありますが、特にこの農林漁業の健全な発展に資する取組の内容をこの計画に記載することになつておるわけでございます。この内容は、むしろ地域の方々にとつてみれば非常に、一つこういった再生可能エネルギーが導入されることによつて地域がどんなふうになるかという期待もあつて、また、こういったことでも大変期待をする条項でもあるかというふうな思いでございまして、例えばこの具体的なイメージというのはどんなものか教えていただければと存じます。

○政府参考人(山下正行君) お答え申し上げます。

この取組の具体的な内容を法案の、先ほども出ました第七條第二項に則して挙げていくとすれば、農林地の農林漁業上の効率的かつ総合的な利用の確保のこの例としては、発電事業者が売電収益の一部を支出して太陽光発電設備の周辺の農地の簡易な整備等を行い農地の生産性を向上させる取組、こういったものを想定しておるところでございます。

また、農林漁業関連施設の整備、こういった例といたしましては、風力発電の設備の近隣におきまして発電設備の見学者等を主な客層として地元農林水産物やその加工品等を販売する直売所の整備、運営をする際にその費用の一部を発電事業者が売電収益からその一部を負担すると。

それから、農林漁業者の農林漁業経営の改善の促進、その例といたしましては、例えば木質バイオマス発電を行う事業者が地域の森林所有者等から未利用の間伐材を安定的な価格で買い取り、発電に活用する取組、こういったものが考えられます。

それから、農林水産物の生産又は加工に伴い副次的に得られた物品の有効な利用の推進のこの例といたしましては、例えば畜産業者が家畜の排泄物を引き取ってバイオマス発電を実施するとともに、発電事業者が費用を負担して消化液や残渣から堆肥を製造し、低価格で提供する取組、こういったものが考えられます。

農林水産省といたしましては、こうした取組を始め各地の先進事例を踏まえて、本法案に基づき策定する国の基本方針等において具体的なモデルケースを紹介することで、地域における適切な取組を促進してまいりたいと考えております。

○堀井麻君 ありがとうございます。様々なことをいろいろと考えていただいているというのは大変有り難いことだと思います。

私、この法案が農林水産大臣から提出されている、このことは非常に意義の深いことだと思ふ

うに思います。太陽光発電、確かに再生可能エネルギー、これはエネルギー供給の観点からの多様化、環境面からして非常に大事なことであります。しかしながら、これが農山漁村で整備される場合には、やはりそれぞれの地域の農地、そして美しい景観、そして様々な農林漁業地域の健全な発展、そういった調和、このことがあって初めてこういった再生可能エネルギーも本来の意味で地域の方々に受け入れられ、そして効果をもたらすのだというふうに思うわけであります。

そういった意味で、今、様々なことをお考えいただいているということをお聞きしまして、意を強くいたしましたのですけれども、是非ともそのような形で取り進めていただければというふうに期待をするところでございます。

もう一点だけ、条文に沿って質問を申し上げます。第二十条でございます。「国及び都道府県は、市町村に対し、基本計画の作成及びその円滑かつ確実な実施に関し必要な情報提供、助言その他の援助を行うよう努めるものとする。」というふうに書いてございます。

私はこれ、実施する、計画を立てる市町村側からしましたら、ひよつとしたら、理念、考え方が共有されていなければ、ばらつきが出てくると思えます。やる、やらないのばらつきは、これは首長さんの取組によってあると思うんですけれども、全然、同じ太陽光発電の導入ということであっても、首長さんによってイメージが違ってきまして、例えば事業者とともに積極的

に、とにかくもう農地を太陽光発電に変えていくんだという人がいたり、あるいは、いやいや、これはもうそんなことはいかぬのだと、もうちょっとこの辺の土地でやるんだということになつてみたり、いろいろとばらつきが出てきてしまう。そして、じゃ、何のためにやっているんだというところが国全体で共有されない中で、この法律の位置付けが不明確なまま進んでいってしまふということがあるのではないというふうに思う

わけであります。そのために、この第二十条で、国がしっかりと必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとするというふうに書いてありますけれども、そういった具体例を示すなどの、先ほどのような具体例を提示するなどのきめ細かいサポートが大変重要であるところ、このように考えますが、いかがお考えでしょうか。

○副大臣(吉川貴盛君) 堀井委員におかれましては、長い間、自治行政に携わってこられました。その観点から、この市町村の支援をどうするかという御質問だと、こう思います。

御指摘をいただきましたように、第二十条で情報提供や助言等の援助を行うよう努める旨の規定を設けているところでありますが、さらに、具体的には、国から市町村に対して、全国の先進事例等を基にしたモデルケースを紹介いたしますとともに、地方農政局と各地方の経済産業局や環境事務所などと連携をいたしまして相談窓口を設置をいたします。そして、情報提供や助言を行うことといたしております。さらに、都道府県から市町村に対しては、調査等により得られた条件等の情報提供や技術的な助言を行うことによりまして、市町村の基本計画の作成と実施を支援してまいりたいと考えております。

御承知のことと思っております。平成二十六年の予算の概算要求におきましても、農林漁業者やその団体が主導した再生可能エネルギー発電の事業構想から運転開始に至るまで必要となる様々な手続、取組を支援する予算も要求をいたしております。本予算事業を活用して、基本計画の作成や実施に関する事項について関係者の合意形成を図るために必要な経費を助成することが可能になってまいりますので、これらも活用していただいて、市町村による基本計画の円滑な作成、実施を支援してまいります。

○堀井麻君 ありがとうございます。そのお取組に期待を申し上げますけれども、木質バイオマスの発電所についてお伺いをしたいと思います。先ほど山田委員からの御指摘にもありました。再生可能エネルギーの中でこの木質バイオマス発電所、私は、農地転用とかそういったことを必要ともしませんし、また、例えば切捨て間伐で今までは価値を生まなかつた、経済的な価値を生まなかつたそういった間伐材、こういったものを購入をして利用していくことで、地域への経済効果も大変大きいのではないかと、このように期待をするところでございます。私の地元の奈良県でも取組が進められているというふうに承知しております。大変私はこれは期待をしているというふうに思います。

重要なことは、やはり国民の方々の中で、こういった木質バイオマス発電所、あるいはその地域の方々の中で、こういったものがどのよう効果があるのか定量的にある程度共有をされることが重要ではないかと。何となく定性的に木質バイオマスをやると、木を通じて発電するので環境にも優しいし、いいんですよということだけじゃなく、できる限りその効果を定量的に示しながら、その重要性について関係の方々々に理解を求めていくことが重要ではないかというふうに思います。

林野庁の方にお伺いしたいんですけれども、どの程度この経済効果が予測されるのか、これまでの取組を例にしても結構ですので、お聞かせいただきたいと思います。

○政府参考人(沼田正俊君) 木質バイオマス発電所がもたらす効果について、お答えを申し上げます。

地域の未利用の間伐材のみを、これを主体に使用して発電する五千キロワット級の木質バイオマス発電所、これは今福島県で一つございまして、先週竣工いたしました大分県のものもこのクラスでございます。

このクラスの施設で試算いたしますと、固定価格買取制度によりまして売電収入、これは年間おおよそ十二億ないし十三億円と想定されます。そ

れから、燃料として使用される未利用間伐材は年間六万トン、これは丸太換算にしますと十立方メートル程度でございます。この木材の購入代として、年間七億ないし九億円が地域に支払われるということになるかと思っております。それから、発電所の運営で十人以上の人が必要ですし、またその原料入手、山から木を切って運び出してくるといことが必要になりますので、そういう意味では五十人以上の地域雇用が創出されるのではないかとこのように試算しているところでございます。

このように、木質バイオマス発電所は、エネルギーの地産地消だけでなく、地元の林業、それから地域経済に大きな効果をもたらすことが期待されるのでございまして、私どもも期待しております。地域と連携を図りながら、そしてPRもさせていただきながら、木質バイオマス発電の取組を積極的に推進してまいりたいと考えているところでございます。

○堀井巖君 ありがとうございます。

奈良県も、林業の再生ということが地域の将来に向けても特に重要な課題だということに思っております。まさに、林業が再生するかどうかがこの山間地域のこれから将来がどうなっていくかということに直結をしていくというふうに考えております。そんな中で、この木質バイオマスの発電所、様々なちろん取組の必要性もあろうかとは思いますが、今お伺いしましたところ、雇用の効果も五十人以上というふうなことで、これは相当な効果が期待できるのではないかとこのように思っています。もう一つ、そういう取組を是非とも今後とも力強く進めていっていただきたいというふうに思います。

最後に、感想になりますけれども、私もこちらに出てきてまだ僅かでありませけれども、例えば農林の関係の勉強会等、参画する中で、農林漁業については、産業政策あるいは地域政策として両面から語られております。まさにそのとおりだということに思いますが、私はもう一つ、そ

のことにかわりますけれども、やっぱり、例えばへき地に住むことで、あるいは離島に住むことで、あるいは山間地に住んで山を手を入れることで、この国土が保全をされているというふうな側面が非常に大きいと思います。また、海岸線、長い海岸線の中で、そこに人が住むことによつて国の安全保障にもつながる。また、今は耕作放棄地が多いですけども、将来、穀物価格、国際的な動向を鑑みれば、また人口増を鑑みれば、食の安全保障というのは国の安全保障そのものにもつながるというふうに思います。

そういう重要性が、私はこれ、農業の関係者だけではなくて、やっぱり、例えばこの東京に住む方々にもしつかりと理解をされることが重要だと思っております。森林環境関係の条例を改正するときに……

○委員長(野村哲郎君) 堀井君、時間が来ておりますので、まとめてください。

○堀井巖君 はい。

苦労いたしましたけれども、そういうこと、是非とも皆様のお取組を今後とも期待しまして、私の質問とさせていただきます。

○古賀友一郎君 長崎県選出の古賀友一郎でございます。私も七月に初当選させていただきました。国会での質問は初めてということになります。野村委員長を始め委員各位、並びに林大臣を始め政府関係者の皆様方、どうぞよろしくお願い申し上げます。

今日は法案の審議ということでありますけれども、実は私、諫早に実家がございまして。御案内のとおり、一昨日、諫早湾干拓の排水門開門問題について、長崎地裁が開門差止めを認める仮処分決定を出したという非常に大きな動きがございましたので、去る五日の当委員会でもこの問題について議論をされたところでありますけれども、ここはお許しをいただきました。まずこの問題について御質問をさせていただきます。

まず、今回、開門を差し止める仮処分決定がなされたことによりまして、言わばその開門を命じた福岡高裁判決、確定判決と相反する二つの司法判断が同時に存在するという、非常にこれは異例な状況だと思えますけれども、こういう判断、こういう状況になったわけでありまして。この二つの司法判断の関係です。

私も昨日、この仮処分決定の理由も読みましたけれども、何と長崎地裁は福岡高裁の確定判決と事実上矛盾する決定をするんだということを正面から言っているんです。もちろん、これは基礎となる事実認定が異なるということ、その理由を述べてはいるんですけども、こういう矛盾すると言っている二つのこの司法判断、この関係が一体どうなるのか、政府はどちらの判断に法的に従わなきゃならないのか、この点を法務省にお伺いしたいと思っております。

○政府参考人(都築政則君) 一昨日、長崎地裁におきまして、御指摘のとおり、排水門の開門の差止めを認める仮処分決定がされました。しかし、国は平成二十二年十二月の福岡高裁の確定判決によつて、同じ排水門を開放すべき義務を負っております。

両者の関係は困難な問題でありますけれども、今回の仮処分決定によつて福岡高裁の確定判決の法的効力が失われるものではありません。そこで、まずは今回の仮処分決定の内容につきまして詳細に検討し、各関係機関と協議の上、適切に対応すべきものと考えております。(発言する者あり)

○古賀友一郎君 今、分からないという声が出ましたけれども、本当に分かりませんよ。要するに、相矛盾するということ司法の強制力が働く判断がありながら、この関係が分からないわけですよ。要するに、両方やれと言っているんです。それに等しいわけですよ。開けるなという命令もあるし、開けろという命令もある。だから、今この二つの相矛盾する法令が定立しているわけですね、二つ並び立っているわけですよ。ただ、今まで

は片方だけだったんです。開けるという命令しかなかったわけですね。これが二つ並んだということ、言わば、ある意味法的にはイーブンになったということだろうと思っております。

今回の仮処分決定は、開門反対の方々にとってはまさにこれは全面勝訴と言える判決なんです。ただ、これはあくまで仮処分です。あくまで仮処分ですから、今おっしゃったように福岡高裁の確定判決がなくなるわけではないということですが、したがって、今、法的にはイーブンになったという状況ですから、これから政府が右に行くのか左に行くのか、今まさにその分岐点に立っている状況ではないかと、こういうふうに思うわけがあります。

現在のところ、政府は、福岡高裁の確定判決があるのをその履行をしなければならぬということを開門をしたいという立場を取っているわけではありますけれども、私は、この際、政府は開門しないという立場に立ち返って方針転換する必要があるというふうに考えております。

そう考える理由を、主な理由を幾つか申し上げた上で質問させていただきます。もう一つ、どうも。まず一点目は、信頼関係を再構築するという観点です。もはや話しすらできない、そういうほどに徹底的に農水省と地元長崎県との信頼関係は破壊されています。

そもそも、かつて二人三脚で干拓事業をやってきた農水省と長崎県の信頼関係を破壊してしまつたのは、言うまでもなく、菅元総理がまさに地元への哀願ともいべき声を一切無視して、上告をせずに判決を確定させてしまつた、これがスタートになつていられるわけです。政府と地元長崎県との信頼関係を再構築していくためには、開門前提では話にならないんです。今そういう状況にありません。今、菅元総理の判断については、農水省も恐らくじくじたる思いがあると思っております。今年一月十一日の新聞報道によりますと、林大臣御本人も、福岡高裁判決を確定させましたというこ